

■参考資料

頁	項目	削除の部分	理由
P. 217～ 219	愛知県道路位置指定基準	全て	愛知県のみでの取扱いであるため。

## 5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

平成 30 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 10	用語の定義 8	スポーツの練習場	「基準総則集団規定の適用事例 2017」（日本建築行政会議編集）で整理されているため。

平成 30 年 12 月 28 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 26	建築確認申請 2	建築確認申請等（手数料）の取扱い	改めて国土交通省の見解が示されたため。

平成 31 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由
P. 104	準耐火建築物 2	準耐火建築物（口準耐 2）における防火構造	「建築物の防火避難規定の解説 2016」（日本建築行政会議編集）で整理されており、平成 12 年建告第 1359 号第 1 第一号ハに定める基準より厳しい基準（間柱及び下地を不燃材料とすること）を定める理由がないため。
P. 121	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	近年の取り扱い事例がないため。なお、平成 31 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する（「原則」によらないこととすることができる）。

令和 3 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 35	敷地の自動車の出入口	全て	「愛知県建築基準条例・同解説」に同内容を記載することとしたため。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由
P. 163	用途地域—建築用途の分類 22（集客施設）	駐車場を共有する 2 棟以上の集客施設	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。

令和 6 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由
P. 99	延焼のおそれのある部分	高さが著しく異なる建築物相互間における取扱いについて	高さが著しく異なる建築物相互間における延焼のおそれのある部分について、令和 2 年国土交通省告示第 197 号で示されたため。なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いの適用を可能とする。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由
P. 135	用途地域 — 第一種低層住居専用地域内の建築物の用途	兼用住宅	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。